

今治市大学設置事業専門委員 第1回連絡会  
座長による記者ブリーフィング議事概要

**1. 日時・場所**

10月23日(月) 13:15ー 13:45 於 市役所第二別館11階特別会議室3号

**2. 出席者**

松山大学法学部法学科教授 妹尾克敏

**3. 要旨**

**【専門委員の役割】**

専門委員とは、地方自治法第174条を根拠に、大学設置事業について、その権限に属する事務を、客観的な観点から調査し、事業の目的も含めて、その正当性妥当性について、専門的見地から判断すべきである。

専門委員とはそれぞれが独立した独任性の機関であり、決して専門委員の連絡会議を構成する構成員ではない。5人5通りの調査結果を得ることで、地方自治法第138条の4の附属機関、合議機関とは決定的に違う。

事務局からの資料説明に対し、委員から以下のようなご意見、ご質問があった。

- ・加計学園内部事務である入札手続きについて、どのような観点から審査すべきかとの質問に対し、事務局から、一般的な民間発注の説明があり、市民から疑念を抱かれることのないように見てほしいと回答。
- ・獣医学部整備費の規模感、相場について、他大学の事例を教えてくださいとの質問に対し、事務局から、公表された他大学等の事例の説明があり、性能発注方式による図面、工事費内訳書の説明とともに金額は精査されていると回答。
- ・BSL3施設の必要性を市民に分かりやすく説明する必要がある。
- ・学園都市構想の経緯、方向性を繰り返し、市民に説明すべき。

委員からの意見を踏まえ、改めて専門委員の役割について紹介。

愛媛大学の坪井先生には、研究施設・設備等について、「排ガス処理装置、HEPAフィルタ、ケミカルフィルタなどBSL対策が施されているか」、「備品等取得費の単価、数量の妥当性といった経済性の審査」、「実験ラボ等の安全性確保」、「ライフサイエンスの総合的研究や医療機能に必要な設備、備品が整備されているか」などを審査していただく。

弁護士の岩本先生には、私とは、法令分野で棲み分けして、補助金交付決定や土地無償譲渡に係る手続きについて、違法性がないかなどを審査していただく。

公認会計士の森先生には、加計学園が行った入札手続きや、経済波及効果など経済性について審査いただき、学校法人会計の見方などもご教示いただく。

広島工業大学の村上先生は、本日ご欠席でしたが、校舎建設費等について、「校舎建設費の単価、数量の妥当性といった経済性の審査」、「安全性、耐震基準などの建物の強度を満たしているか」、「防火対策など安全性が確保されているか」、「排

水処理施設など周辺地域の環境汚染防止に配慮されているか」、「管理棟図書室、食堂、大講義棟、体育館棟、ペディストリアンデッキ、水盤など大学生が充実したキャンパスライフを送るために考慮したデザインとなっているか」、「学生募集する上でのアカデミックさの演出」などを審査いただくことで、事前に了解いただいている。

私は、市のプロセス全般を通して、大学誘致に係る市の支援に関し、地方自治法に則った手続として違法性がないかを審査する。

#### 【今後の進め方】

本日の連絡会において、今治市としての方針を早急に決定したいとの強い意志を感じた。

専門委員の共通認識として、市民の様々な意見にお応えする上で、公平公正な立場から意見を出さなければならない使命がある。

また、時間も限られてはいるが、専門委員として、公平公正な立場で、早急かつ慎重に調査を進め、年内に意見を取りまとめたいと考えている。

#### 【記者からの主な質疑応答】

- ・加計学園からの直接ヒアリングはどのように行うのか。  
⇒委員から要望があれば、事務局が日程調整の上、行う予定。
- ・それぞれの委員が年内に意見をまとめるのか。また、それはどのくらいの項目数か。  
⇒前者はそのとおりである。また、項目数は委員によって様々だと思う。
- ・昨日の衆議院選でも争点のひとつであった「もりかけ」問題の審査を行う委員を引き受けるにあたり、プレッシャーはあるか。  
⇒「もりかけ」問題として一緒されるのはナンセンス。事件性のあるものでは全くない。クリアになるものと考えている。